

内部統制の評価基準及び検証基準（各国比較）

		米国	英国	フランス	カナダ
経営者の評価	根拠法など	> 企業改革法 404 条 経営者による内部統制の有効性に関する評価義務を規定。 （→年次報告書で報告）	> 上場規則に係る「統合規程」D.2.1 取締役の内部統制システムの有効性の検証（review）及び株主への報告義務。	> 金融安全法 117 条 内部統制の手続きに関し、取締役会会長の株主総会への報告義務を規定。	/
	評価基準（フレームワーク）	COSO レポート （1992 年 9 月）	ターンバル・ガイダンス （1999 年 9 月） →準拠していない場合には説明義務を負う（ベスト・プラクティス方式）	COSO や、国内の団体が作成する基準から、企業が選択。	CoCo レポート（見直し中） 1号－1995年11月 2号－1995年12月 3号－1999年4月 4号－2000年4月
	（内部）統制の目的	① 業務の有効性と効率性 ② 財務報告の信頼性 ③ 法令遵守	① 業務の有効かつ効率的な促進 ② 内部報告と外部報告の質の確保 ③ 法令及び内部方針の遵守	/	① 業務の有効性と効率性 ② 組織内外向け報告の信頼性 ③ 法令及び内部方針の遵守
	（内部）統制の要素など	内部統制の要素 ① 統制環境 ② リスク評価 ③ 統制活動 ④ 情報と伝達 ⑤ 監視活動	内部統制システムの要素 ① 企業全体の事業リスクの評価 ② 統制環境 ③ 統制活動 ④ 情報と伝達 ⑤ 監視活動	/	統制の要素（判断規準から再構成） ① 統制環境 ② リスク評価 ③ 統制活動 ④ 情報と伝達 ⑤ 監視活動

内部統制の評価基準及び検証基準（各国比較）

		米国	英国	フランス	カナダ
会計士の 検証	根拠法など	<p>➤ 企業改革法 404 条 会計士による監査を規定。</p>	<p>➤ ロンドン証券取引所 上 場規則 12.43A 会社の記載事項に対する監 査人の検証（review）義務。</p>	<p>➤ 金融安全法 120 条 経営者による内部統制手続 に対する、会計監査人の検 証義務。</p>	/
	検証基準など	<p>PACOB 監査基準第 2 号 (2004 年 3 月)</p>	<p>企業統治に係る 2003 年統合 規定に関する監査人の手引 き (2004 年 11 月)</p>	<p>商法 225-235 条 (2003 年 8 月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 会計監査人に意見表明 を義務付け。 ● 監査手続の規定はない。 	<p>監査・保証基準審議会 保 証基準（公開草案） (2004 年 10 月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 米国の監査基準に準拠。
	監査手続及び 監査報告	<p>① 経営者による内部統 制の有効性評価に関 する妥当性の監査</p> <p>② 会計士による内部統 制の有効性に関する 意見 (direct report)</p>	<p>○ 2003 年統合規程への内部 統制の準拠性の検証 (review)</p> <p>→指摘事項がなかった場合、 何も記載しない。</p>	<p>○ 経営者が（株主総会に提 出する）報告書で説明し た内部統制手続の検証</p> <p>→指摘事項 (observations) がなかった場合、なかった 旨を記載する。 (消極的保証)</p>	<p>① 経営者による内部統制 の有効性評価に関する 妥当性の監査</p> <p>② 会計士による内部統制 の有効性に関する意見</p>